

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年10月17日（平成29年（行情）諮問第402号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第543号）

事件名：特定法人に研究委託若しくは共同研究した自動ロボットに関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月20日付け装官総第8643号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

本件対象文書、「防衛省（防衛装備庁含む。）が特定法人Aと共同開発若しくは研究委託した防衛装備品に関する一切の文書」（別件開示請求の対象とされた文書。以下「別件対象文書1」という。）及び「防衛省（防衛装備庁含む。）が企業と共同開発若しくは企業に研究委託した自動走行車に関する一切の文書」（別件開示請求の対象とされた文書。以下「別件対象文書2」といい、別件対象文書1と併せて「別件対象文書」という。）は、本件の開発に関与した関係者より確かな情報を得て、同じ内容のものを請求しています。本件対象文書で具体的に挙げた名称では該当しないと担当者から説明を受けたので、枠を大きく広げて別件対象文書の形で請求しました。担当者は該当する文書が大量になると説明していましたが、なぜか不存在を理由に不開示になりました。情報提供者を守るため明かせませんが、請求している資料の一部は手元にあります。いずれにしても不開示とする理由はなく、防衛装備庁は法律の適用を誤っています。

(2) 意見書

平成29年12月7日受付の補充理由説明書（下記第3の2）の中で、防衛装備庁が弁明している内容の嘘とねつ造があまりに悪質なので、本

意ではありませんが意見書を提出します。

平成29年（行情）諮問第402号ないし同第404号について、同庁は上記説明書の（5）において、「審査請求人に上記（1）ないし（4）について説明し、請求内容が「自動ロボットに関する文書」、「特定法人Aとの契約案件に関する文書」及び「自動走行車に関する文書」等にそれぞれ補正されれば、該当する文書を保有している旨を説明した上、請求内容の補正を求めた」と弁明していますが、当然ながらそのような説明は一切受けておりません。もし、そのような説明を受けているのであれば、同一の案件について何度も情報公開請求を繰り返し、本件のような審査請求をする必要もないのですから、同庁が嘘をつき、話をねつ造しているのは自明のことです。

実際に同庁の担当者がした説明は、「該当する文書が多すぎて探すのに手間がかかるんですよー」「もう正直に言えばね、面倒なんですよー」というものです。これは、審査請求人が最初に「防衛省（防衛装備庁及び関連組織含む。）が特定法人Aに研究委託若しくは共同研究した自動ロボットに関する一切の文書」について開示請求をして不開示決定を受けたため、自らの判断で件名を変えて請求し直した際に、担当者が発言した内容です。審査請求人と担当者との通話について、同庁が音声記録を残しているのであれば、内容を全て確認していただければ証明できます（録音について審査請求人は承諾していませんが）。

そもそも、同庁が上記説明書（4）で挙げているように、審査請求人が希望する公文書に極めて近い内容の公文書を所有しているのであれば、情報公開制度の趣旨に鑑み、可及的速やかに情報を開示すべきです。それを、国民に対して公文書を公開しないばかりか、保身のために平然と嘘とねつ造を重ねて請求人の名誉を毀損するとは、法令に基づく公的な情報の公開制度に携わる国家公務員とは思えぬ厚顔無恥ぶりに呆れるばかりです。

審査請求人は今回の3件以降も、同一の案件について開示請求を続けていますが、希望している公文書の内容については最初の段階で詳しく説明を尽くしています。その公文書を所有しているのであれば、今すぐ公開することを求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成29年6月20日付け装官総第8643号により不存在不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

(2) 審査請求人の主張について

上記第2の2(1)と同旨

(3) 諮問庁

原処分に当たり防衛装備庁内の各関係部署において本件対象文書の探索を行ったが、その保有を確認できなかった。本件審査請求を受け、更に確実に期すために再度の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。よって、対象文書を作成又は取得しておらず該当する文書の保有は確認できず、該当文書は作成されていない。よって、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書については、自動ロボットに関して、防衛装備庁が特定法人Aに研究委託若しくは同社と共同研究した事実はなく、該当する文書は作成も取得もしていない。

(2) 別件対象文書1については、防衛装備品に関して、防衛装備庁と特定法人Aとの間の契約実績は多数存在するが、いずれも試作契約や製造請負契約等であり、共同開発や研究委託に該当するものではなく、該当する文書は作成も取得もしていない。

(3) 別件対象文書2については、自動走行車に関して、防衛装備庁が企業と共同開発若しくは企業に研究委託した事実はなく、該当する文書は作成も取得もしていない。

(4) 他方、本件対象文書及び別件対象文書の内容に近い案件として、多目的自律走行ロボットについて、防衛省旧装備施設本部（現防衛装備庁）が特定法人Bと試作契約を締結しており、特定法人Bは、特定法人Aの関連法人である特定法人Cと当該案件に関する共同研究を行っている。

(5) そこで、本件開示請求については、審査請求人に上記(1)ないし(4)について説明し、請求内容が「自動ロボットに関する文書」、「特定法人Aとの契約案件に関する文書」及び「自動走行車に関する文書」等にそれぞれ補正されれば、該当する文書を保有している旨を説明した上、請求内容の補正を求めたが、審査請求人から補正はしない旨の回答があったため、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 平成29年10月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月28日 | 審議 |
| ④ 同年12月7日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ 同月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |

⑥ 平成30年3月6日 審議

⑦ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（1））のとおり、本件対象文書に関して、該当するような企業との研究委託や共同研究の事実はない旨説明するところ、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

(2) また、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、関係部署において執務室、書庫及びパソコンの共有フォルダ内の探索を行ったが、その保有を確認することはできず、本件審査請求を受けて念のため改めて行った探索においても、その保有を確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

(3) したがって、審査請求人が、防衛装備庁において、本件対象文書を保有していると認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも併せ考えると、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明を首肯せざるを得ず、防衛装備庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1) 諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（5））において、処分庁が、本件対象文書及び別件対象文書の内容に近い案件等について審査請求人に説明したとしているのに対し、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、そのような説明を受けていない旨主張していることから、当審査会事務局職員をして、処分庁において審査請求人に対し、上記のような説明を行ったことが確認できる記録等が残されていないかどうかについて諮問庁に確認させたところ、処分庁の担当者と審査請求人とのやり取りは全て電話で行われたが、そのやり取りの一部が担当者のメモに記録されて残されているとのことであった。

そこで、諮問庁から上記の担当者のメモの提示を受けて、当審査会に

においてこれを確認したところ，その記載内容に照らせば，本件不開示決定を受けてその後に行われた別件開示請求への対応に際しては，担当者が審査請求人に対し，本件対象文書の内容に近いと考えた案件に係る文書について説明を行ったという趣旨の諮問庁の説明が，おおむね裏付けられてはいるものの，これに先立つ本件開示請求への対応に際しては，審査請求人に対し，本件対象文書の内容に近いと考えた案件に係る文書についての説明等を行っているとは認め難い。

(2) 処分庁においては，今後の開示請求への対応に当たっては，開示請求された文書の内容に類似する文書を保有している場合，速やかに開示請求者に当該文書についての情報提供を行うなど，保有する行政文書の特定に資する情報の提供について，適切な対応を行うことが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛装備庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

防衛省（防衛装備庁及び関連組織含む。）が特定法人 A に研究委託若しくは共同研究した自動ロボットに関する一切の文書